



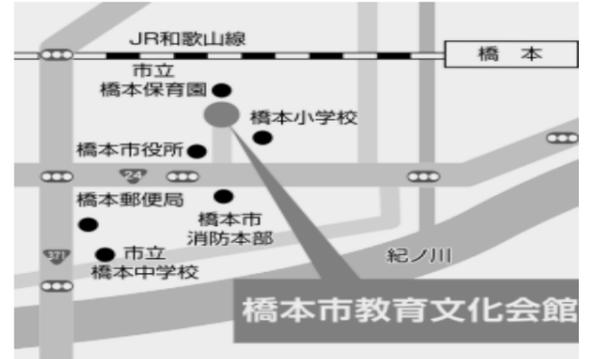
Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

秘密は厳守します。

被害者支援無料相談

弁護士・臨床心理士・犯罪被害相談員が、電話・面接により、ご相談に応じます。

10月4日(土) 10:00~15:30
橋本市教育文化会館
(橋本市東家一丁目6番27号)



殺人・傷害致死・傷害・強盗・性被害（不同意性交・不同意わいせつ等）
交通事故・DV（ドメスティック・バイオレンス）・その他の犯罪や災害
このような被害や災害に遭われた方や、そのご家族の方、ご相談ください。

- 電話による相談は、当日、次の携帯電話番号へおかけ下さい。
090-5522-1841または**090-3068-1084**（どちらも、当日のみ、かかります）
- 面接による相談は、当日もお受けいたしますが、できるだけ事前にご予約ください。予約・問合せは、電話番号**073-427-1000**へ。
- 相談の時間は、1件につき30分～1時間の予定です。

事件の捜査は
どうなっているんだろう？
裁判ってどんなことするの？

眠れない・食べられない・
つらい・悲しい・不安・
怖い・外出できない…

誰に相談したらいいの？
誰にも知られたくない…

被害の補償は
されないのですか？

和歌山県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 **紀の国被害者支援センター**
10:00~16:00 ☎073-427-1000